

農業用低圧季節別時間帯別電力のご案内

農産物の栽培のために、冷暖房負荷設備を使用され、主として夜間時間に電氣のご使用が多いお客さまにおすすです。

① 対象のお客さま

○ 供給約款の低圧電力の適用範囲に該当し、農産物の栽培のために冷暖房負荷設備（動力）を使用されるお客さま

② ご契約の内容

○ 契約電力

供給約款の低圧電力における契約電力決定方法に準じて算定します。

○ 電力量料金

農業用低圧季節別時間帯別電力では、電力量料金単価を2つの季節と2つの時間帯に分けて設定しています。

■ 季節区分

夏 季: 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

その他季: 毎年10月1日から翌年の9月30日までの期間をいいます。

■ 時間帯区分

昼間時間: 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

夜間時間: 昼間時間以外の時間をいいます。

○ 料金単価

		料 金	
基本料金	契約電力	5kW以下の場合	1契約につき
		5kW超過の場合	1契約につき
電力料金	昼間時間	夏 季	1kWhにつき
		その他季	1kWhにつき
	夜間時間		1kWhにつき

※「基本料金」および「電力量料金」は、消費税等相当額を含みます。

※まったく電力を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

※電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

○ 契約期間

契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から料金適用開始の日以降1年目の日までとし、期間満了後は1年ごとに自動的に継続します。なお、原則として契約期間満了に先だって、他の契約種別に変更することはできません。

基本料金
1.071円

7月-9月
10月-6月

2.2円時-8時

平成20年12月1日実施



東京電力